

令和4年第4回港区議会定例会追加提出予定案件一覧

追加議案7件

議案第122号	港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第123号	港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
議案第124号	港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第125号	港区職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
議案第126号	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第127号	令和4年度港区一般会計補正予算（第5号）
議案第128号	令和4年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

令和4年第4回港区議会定例会追加提出予定案件（概要）

議案第122号

【総務部総務課】

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の期末手当の支給月数の改定等をするものです。

○ 内 容

(1) 令和4年度の期末手当の支給月数の引上げ

・ 12月支給分 1.825月 → 1.925月

(2) 令和5年度以降の期末手当の支給月数の改定等

・ 3月支給分の期末手当を廃止し、各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年 間
1.95月 (0.225)	1.95月 (0.125)	廃止 (△0.25)	3.90月 (0.10)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

※この引上げに伴い、令和4年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

・ 3.80月 → 3.90月(0.10月)

○ 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和5年4月1日

○ 適用期日 (1)については、令和4年12月1日

議案第123号

【総務部総務課】

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の期末手当の支給月数の改定等をするものです。

○ 内 容

(1) 令和4年度の期末手当の支給月数の引上げ

・ 12月支給分 1.825月 → 1.925月

(2) 令和5年度以降の期末手当の支給月数の改定等

・ 3月支給分の期末手当を廃止し、各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年間
1.95月 (0.225)	1.95月 (0.125)	廃止 (△0.25)	3.90月 (0.10)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

※この引上げに伴い、令和4年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

・3.80月 → 3.90月(0.10月)

○ 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和5年4月1日

○ 適用期日 (1)については、令和4年12月1日

議案第124号

【総務部人事課】

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与及び会計年度任用職員の期末手当の支給月数の改定等をするものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の見直し

・例：行政職給料表(一)平均改定率 +0.24%

(2) 令和4年度の勤勉手当の支給月数の見直し

・令和4年12月支給分の勤勉手当の支給月数を0.10月(再任用職員については、0.05月)引き上げます。

	12月分	年間
管 理 職 員	1.325月 (0.10)	2.55月 (0.10)
管理職員以外の職員	1.125月 (0.10)	2.15月 (0.10)
再任用職員 (管理職員)	0.65月 (0.05)	1.25月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.55月 (0.05)	1.05月 (0.05)

(括弧内は、引上げ月数)

(3) 令和5年度以降の期末手当の支給月数の見直し等

・3月支給分の期末手当を廃止し、各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	3月分	年間
管 理 職 員	1.00月 (0.15)	1.00月 (0.10)	廃止 (△0.25)	2.00月 (0)
管理職員以外の職員	1.20月 (0.15)	1.20月 (0.10)	廃止 (△0.25)	2.40月 (0)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.575月 (0.075)	0.575月 (0.025)	廃止 (△0.10)	1.15月 (0)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.675月 (0.075)	0.675月 (0.025)	廃止 (△0.10)	1.35月 (0)
会計年度任用職員	1.20月 (0.15)	1.20月 (0.10)	廃止 (△0.25)	2.40月 (0)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

(4) 令和5年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.275月 (0.05)	1.275月 (0.05)	2.55月 (0.10)
管理職員以外の職員	1.075月 (0.05)	1.075月 (0.05)	2.15月 (0.10)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.625月 (0.025)	0.625月 (0.025)	1.25月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.525月 (0.025)	0.525月 (0.025)	1.05月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和4年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

・管 理 職 員 } 4.45月 → 4.55月
 管理職員以外の職員 } (0.10月)
 ・再 任 用 職 員 2.35月 → 2.40月
 (0.05月)

○ 施行期日 (1) 及び(2)については公布の日、(3)及び(4)については令和5年4月1日

○ 適用期日 (1)については令和4年4月1日、(2)については同年12月1日

議案第125号

【総務部人事課】

港区職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

本案は、フルタイム会計年度任用職員等に係る退職手当の支給要件を緩和するほか、規定を整備するものです。

○ 内 容

- (1) フルタイム会計年度任用職員等に係る退職手当の支給要件である1か月における必要な勤務日数を緩和します。
- (2) 港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の規定を整備します。
- (3) その他規定の整備

○ 施行期日 公布の日

議案第126号

【教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課】

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与の改定等をするものです。

○ 内 容

- (1) 給料月額の改定
 - ・平均改定率 +0.27%
- (2) 令和4年度の勤勉手当の支給月数の改定
 - ・令和4年12月支給分の勤勉手当の支給月数を0.10月（再任用職員については、0.05月）引き上げます。

	12月分	年間
管 理 職 員	1.325月 (0.10)	2.55月 (0.10)
管理職員以外の職員	1.125月 (0.10)	2.15月 (0.10)
再任用職員 (管 理 職 員)	0.65月 (0.05)	1.25月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.55月 (0.05)	1.05月 (0.05)

(括弧内は、引上げ月数)

- (3) 令和5年度以降の期末手当の支給月数の改定等
 - ・3月支給分の期末手当を廃止し、各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	3月分	年間
管理職員	1.00月 (0.15)	1.00月 (0.10)	廃止 (△0.25)	2.00月 (0)
管理職員以外の職員	1.20月 (0.15)	1.20月 (0.10)	廃止 (△0.25)	2.40月 (0)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.575月 (0.075)	0.575月 (0.025)	廃止 (△0.10)	1.15月 (0)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.675月 (0.075)	0.675月 (0.025)	廃止 (△0.10)	1.35月 (0)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

(4) 令和5年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	年間
管理職員	1.275月 (0.05)	1.275月 (0.05)	2.55月 (0.10)
管理職員以外の職員	1.075月 (0.05)	1.075月 (0.05)	2.15月 (0.10)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.625月 (0.025)	0.625月 (0.025)	1.25月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.525月 (0.025)	0.525月 (0.025)	1.05月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和4年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

- ・管理職員 } 4.45月 → 4.55月
- 管理職員以外の職員 } (0.10月)
- ・再任用職員 } 2.35月 → 2.40月
- (0.05月)

- 施行期日 (1) 及び(2) については公布の日、(3) 及び(4) については令和5年4月1日
- 適用期日 (1) については令和4年4月1日、(2) については同年12月1日

議案第127号

令和4年度港区一般会計補正予算（第5号）

【企画経営部財政課】

議案第128号

令和4年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

【企画経営部財政課】